

プレジャーボートの 適正な保管に向けて、 所有者や関係者の 御協力をお願いします

広島県には、約1万9,000隻のプレジャーボートがあり、都道府県別では全国一の保有数です。こうした中、海や川などに無秩序に係留されたプレジャーボート、いわゆる放置艇は、他の船舶の航行の支障となるばかりでなく、係留場所周辺での違法駐車やゴミの投棄など周辺生活環境の悪化、公共施設の損傷や係留場所をめぐる問題、景観上の問題など、さまざまな問題を引き起こしています。

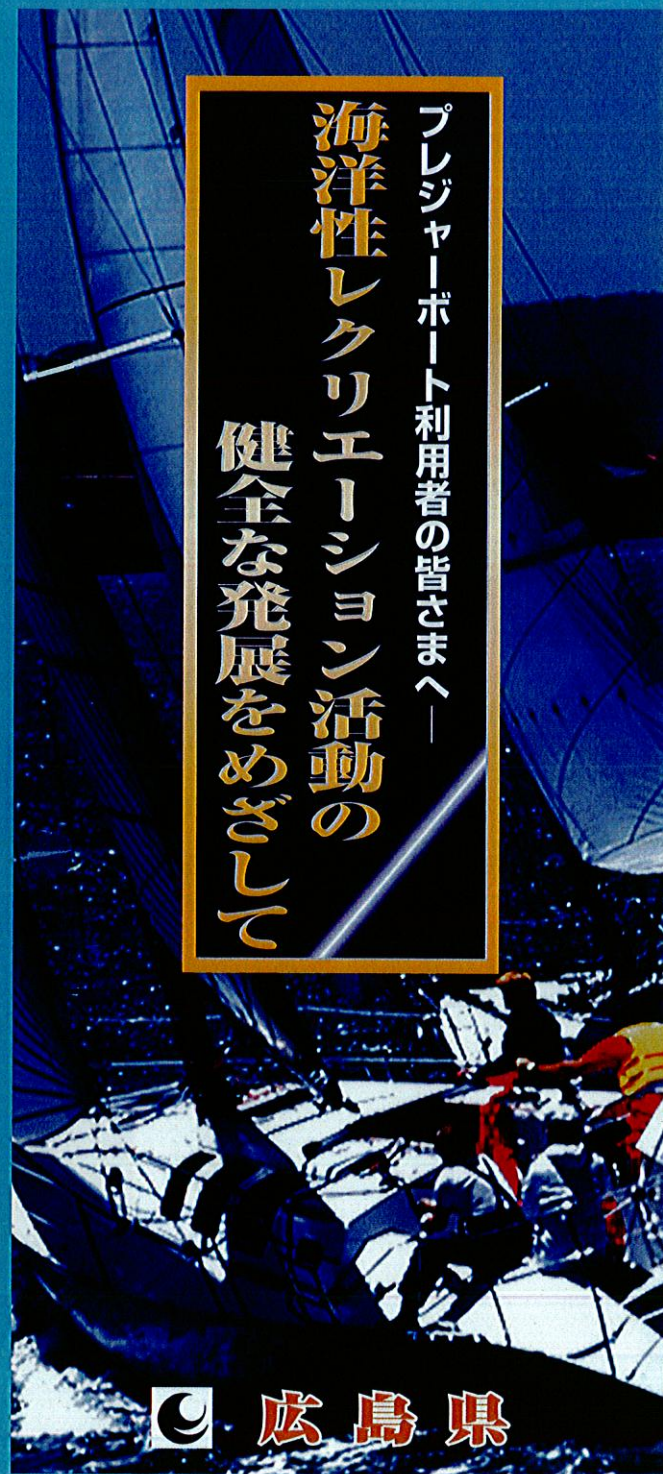
県では、こうした問題の解決と海洋性レクリエーション活動の健全な発展を図るために、「広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」を制定し、平成10年10月から、条例による新しい制度をスタートさせていくことになりました。

プレジャーボートの適正な保管に向けて所有者や関係者の御協力をお願いします。



条例に関するお問い合わせ先は—

広島県土木建築部空港港湾局港湾課
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
☎(082)228-2111 (内線4046,4047)



プレジャーボート利用者の皆さまへ—
**海洋性レクリエーション活動の
健全な発展をめざして**



広島県

平成10年(1998年)10月から 「広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」 が施行されます。

プレジャーボートとは？

一般的には、小型のレジャー目的の船舶のことをいい、モーターボート・ヨットなどがこれに当たります。条例では、漁船・旅客船・貨物船などの業務用船舶、ろかいのみをもって運転する舟などを除いた船舶と規定しています。

◆プレジャーボート条例の3つの重要なポイント◆

1 届出制度の実施

5トン未満のプレジャーボートは、県への届出が必要となります。

- プレジャーボート対策を進めるにあたって、プレジャーボートの利用実態を把握することが必要になってきます。
- そこで届出対象区域の所有者等の皆さんから届出をしていただくことになりました。
- 届出のあったプレジャーボートには届出済証を交付しますので、船体に貼付してください。
- この届出により、今後、係留保管施設に関する情報などを提供いたします。

※当初は、広島湾地域（広島市内の河川や海を中心とした区域）が届出対象区域となります。



【届出済証】

2 係留保管施設の整備

プレジャーボートは、マリーナなどの係留保管施設に保管してください。

- プレジャーボートが放置されている原因の一つとして、係留保管施設の絶対数が不足していることがあげられます。
- このため、県では係留保管施設の増設に努めていきます。
- 今後プレジャーボートは、原則としてマリーナなどの施設に係留保管するようにしてください。

3 放置の規制・重点放置禁止区域の指定

重点放置禁止区域内のプレジャーボートは、すみやかに移動してください。

- プレジャーボートの係留保管が港湾や漁港、河川など、あらゆる所で乱雑になされ、さまざまな問題が生じているため、放置を規制します。
- 特に放置による支障が大きいと認められる区域から、順次、周辺の係留保管施設の整備状況に応じて「重点放置禁止区域（河川では重点的撤去区域）」に指定していきます。
- 禁止区域内のプレジャーボートは、すみやかに移動していただくこととなります。
- 移動していただけない場合は、県が所有者等に代わって他の場所への移動（強制移動）を行うことがあります。

プレジャーボート利用の ルールとマナー

1 海上交通ルールを守りましょう

海上衝突予防法、海上交通安全法及び港則法等の交通ルールを守りましょう。また、利用前の安全点検や気象確認も忘れずに行いましょう。



2 無謀な運航はやめましょう

海水浴場、船舶交通のふくそうする海域、漁船の操業海域、漁具の設置海域では、ジグザグ航行、高速航行などの危険な行為や迷惑をかける行為はやめましょう。



3 油やゴミは海や川に捨てないようにしましょう

油やゴミを海や川に捨てていませんか？海を愛する一人一人がマナーを守って、きれいな海を育み、環境美化に努めましょう。

